

第2回観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会議事概要
(置賜文化ホール)

日 時：令和5年7月28日(金)13時30分～14時00分

会 場：各勤務地等(Web会議)
(県庁内関係者は議会第1会議室)

出席委員：丸子 尚委員長、手塚 孝樹委員、植村 義弘委員、中川 恵委員、
藤岡 俊裕委員、金丸 利博委員

概 要：

①審査委員会の会議の公開について

委員長より、本審査委員会の会議を公開することとして提案があり、異議なく承認された

②事務局からの説明について

事務局から、募集要項(案)に基づき施設概要、指定管理者の業務、指定管理者の募集に関する事項、管理経費、候補者の選定方法等について説明がなされた。

③質疑応答について

委 員 非公募である場合の審査基準について改めて説明願いたい。

事 務 局 本事案において、非公募とする理由は、置賜文化ホール(伝国の杜)と上杉博物館についてそれぞれ異なる所有者でありながら共有部分が多く、管理を調整する必要があるためである。県と市がそれぞれ管理する場合、共有部分の管理に関する問題が生じることから、県は米沢市を指定管理者に選び、一体的な管理体制を構築したいと考えている。また、今回の審査は他の候補者との比較ではなく、全体的な項目に対する総合的な審査を行っていただきたい。

委 員 上記内容については理解した。しかしながら、本案件において、そもそも会議に諮る必要があるのか。

- 事務局 県の取り扱いとして、これまでも非公募であった場合は、公募である場合と同様に本審査会を経ての指定管理者の選定を行っている。したがって、今回も従来どおりの取り扱いとしているもの。
- 事務局 置賜文化ホールでは、利用料金制を導入しているため、指定管理者制度を活用し、米沢市を選定することで、利用料金はすべて米沢市の収入となる。このため、非公募であっても当該制度を活用する一定のメリットはあると考えている。
- 委員 指定管理料の上限額について、利用収入の見込み額 9,981 千円を差し引いた金額として 99,845 千円を設定しているが、利用収入の見込み額の算定根拠を説明願いたい。
- 事務局 利用収入見込み額の算定については、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間の利用収入実績の平均額で算出している。平成 30 年度までは 9,800 千円としていたが、令和元年度以降は消費税増税分を反映し 9,981 千円としている。平成 17 年度以降も収入額大きな変動がないことから、算定の根拠としている。

④採決について

募集要項については原案どおり承認された。